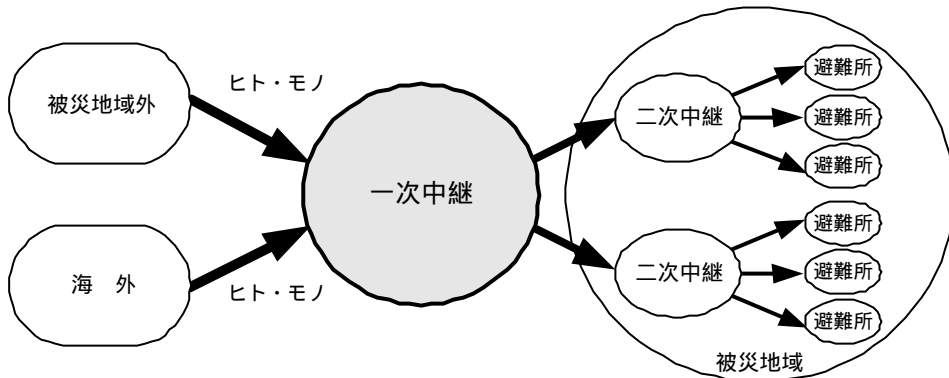


広域防災拠点・基幹的広域防災拠点の配置候補ゾーン（素案）

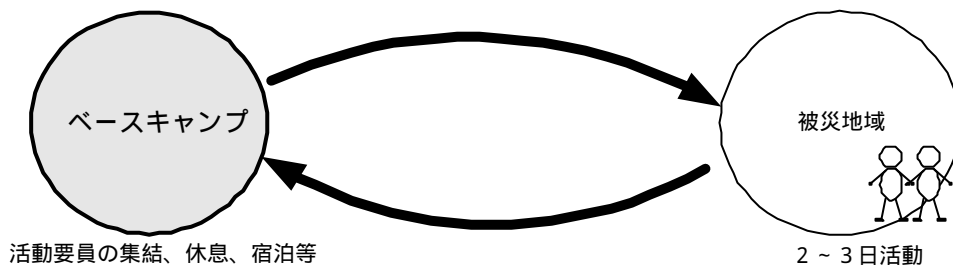
1 広域防災拠点の配置候補ゾーン素案

(1) 想定する広域防災拠点のオペレーション全体における役割

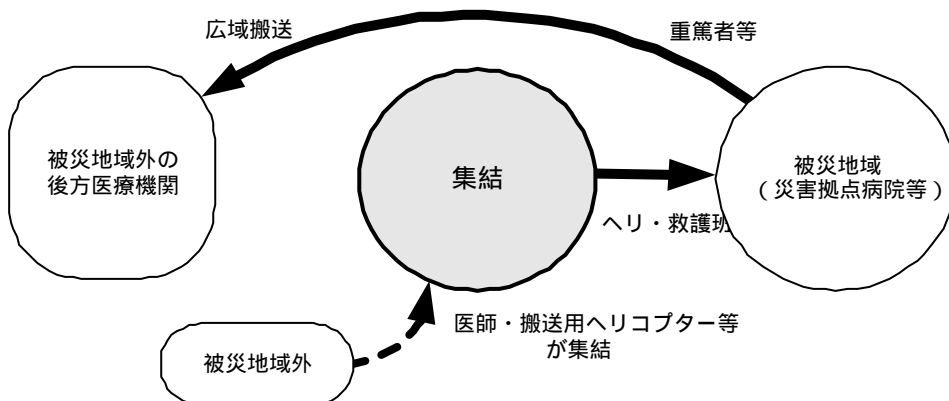
被災地域外や海外からの救援物資や活動要員等を被災地域内に輸送するための最初の中継基地（一次中継）。



被災地域内で長時間（2～3日間）災害対策活動に従事する要員が一時的に休息するベースキャンプ。



災害医療におけるヘリコプターや救護班の集結場所。



## ( 2 ) 配置候補ゾーン設定の考え方

甚大な被害が発生する可能性が高く、混乱が予想される稠密な市街地を避けつつ、被災地域への迅速・円滑な対応が可能となるよう、稠密な市街地が連担するエリアの周縁部に着目。

全国各方面から広域防災拠点へのアクセス性を確保するため、陸上交通の結節点付近、海上輸送のための重要港湾付近、航空輸送のための空港付近に着目。

ヒトやモノの輸送の一次中継を担い、効率的に被災地域へと中継するため、各府県に少なくとも1つのゾーンを配置。

被災地域へのアプローチや被災時における交通・輸送の代替性の確保を考慮し、京阪神都市圏の都市構造・都市軸に応じて方面別にゾーンを配置。

なお、地方公共団体等の理解・協力も含め、既存施設の利活用や新設する場合など、実現可能性も重要である。

また、全体の必要規模は、被災規模に応じて決まってくるものである。同時に、箇所数は、大規模な広域防災拠点1箇所による対応あるいは複数の小規模な広域防災拠点の機能分担による対応など、様々な対応パターンが考えられる。

## ( 3 ) 配置候補ゾーン素案

上記の設定の考え方に基づき、国土交通委員会提案をもとにしつつ設定。なお、被害想定に応じた必要規模の算出や交通のリダンダンシーを考慮した輸送ルート設定等、ケーススタディによって、ゾーンの設定を増・減しなければならない可能性もある。

## 2 基幹的広域防災拠点の配置候補ゾーン素案

### (1) 想定する基幹的広域防災拠点のオペレーション全体における役割

国や地方公共団体、指定公共機関等が一堂に会する合同現地対策本部が設置され、広域的な災害対策活動等に関する総合調整等を実施。

海外からの救助隊や救援物資の受入れ、中核的な実働部隊の集結等、災害ボランティアの一時集結などのため、一定の面積が必要。

### (2) 配置候補ゾーン設定の考え方

発災時にも本部員の参集が可能であるとともに、周辺の混乱に巻き込まれず機能が確保・維持される必要。このため、甚大な被害が発生する可能性が高く、混乱が予想される稠密な市街地を避けつつ、被災地域への迅速・円滑な対応が可能となるよう、稠密な市街地が連担するエリアの周縁部に着目。

京阪神都市圏は、大阪湾沿岸から京都方面に広がる三角形の都市構造となっていることから、稠密な市街地の広がり底辺部分に位置し災害時に有効な海上輸送が可能な臨海部と、稠密な市街地の広がり頂点部分に位置する内陸部の陸上交通の要衝付近に着目。

基幹的広域防災拠点の整備に当たっては、複数府県にわたる被災地を可能な限りカバーできるよう考慮する必要があるが、被災状況等によっては被災地との位置関係が効率的でない場合もあり得る。こうした場合に配慮し、複数の配置候補ゾーンを設定（ただし、複数を設定していても、実際に先行整備されるのは一箇所であることも想定されるため、京阪神都市圏全体に機能する方向で検討）

なお、地方公共団体等の理解・協力も含め、既存施設の利活用や新設する場合など、実現可能性も重要である。

また、必要に応じ、広域防災拠点の機能も備えるものとする。

### (3) 配置候補ゾーン（素案）

上記の設定の考え方に基づき設定。なお、広域的オペレーションの司令塔としての機能発揮の効率性等の観点から、ケーススタディにより見直しを行う可能性もある。

## 基幹的広域防災拠点等の整理

	機能	施設概要	配置の考え方	位置づけ等
基幹的広域防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の現地対策本部を設置(現地対応についての政府内調整権限)</li> <li>被災府県市や指定公共機関等が参集し(合同現地本部)、広域的な災害対策活動の総合調整を実施(広域的オペレーションの司令塔)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的オペレーションをつかさどる本部施設</li> <li>ヘリポート</li> <li>中核的な広域支援部隊等のベースキャンプ、災害ボランティアの一時集結等のためのスペース等</li> </ul> <p>東京湾臨海部の場合約25～50ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>稠密な市街地の周縁部</li> <li>京阪神都市圏の特性を踏まえ、海上輸送を活用できる臨海部と、内陸部の陸上交通等の要衝に着目</li> <li>一箇所の場合でも、京阪神都市圏全域を効率的にカバーするよう配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生本部に報告、今後の整備等について検討</li> <li>「近畿圏の地震防災対策に関する大綱(仮称)」において、京阪神都市圏被災時に国の現地対策本部を設置する広域的な災害対策活動の核として、中央防災会議決定の予定</li> </ul>
広域防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>救援物資・広域支援部隊等について、域外から域内への最初の中継拠点(一次中継)</li> <li>広域支援部隊等の一時休息拠点(ベースキャンプ)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資の一時集積、荷さばき等に要するスペース</li> <li>ヘリポート</li> <li>広域支援部隊等のためのベースキャンプ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>稠密な市街地の周縁部</li> <li>陸上交通や水上交通の結節点、重要港湾や空港に着目</li> <li>効率的な輸送のため、各府県に少なくとも一つ配置</li> <li>交通のリダンダンシーに配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「近畿圏の地震防災対策に関する大綱(仮称)」において、京阪神都市圏被災時の広域防災ネットワークの拠点として、中央防災会議決定の予定</li> <li>国・府県市の共通目標として推進</li> </ul>
地域防災拠点	<p>以下の様々な拠点が存在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の災害対策本部を設置</li> <li>避難所への輸送の中継、活動要員のベースキャンプ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部施設</li> <li>ヘリポート</li> <li>輸送中継、ベースキャンプのためのスペース等</li> </ul>	(地方公共団体ごとに相違)	地域防災計画等に位置づけ